		開	始	日					個人情			17 117 1	利用目的外の
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名	変	更	日日	事務の目的及び概要	対象者の範囲			的取扱				利用目的外の経常的な利用
	担 当 課 名	廃	止	日			基本	経歴	経済	心身	生活	要配慮	又は提供
大宮区役所旧庁舎等の		令和'	7年1月1	15 目	令和7年5月に完了予定の大宮区役所旧庁舎等の解体工事に関して、周辺地盤への	上空屋御売口草本の田)ファ	74	/IE	1/4	33	ты		
解体工事に係る地盤変動調査	市長 区政推進部				工事の影響を確認するため家屋等の調査を実施する。その際、調査対象家屋等の所有者、居住者を特定して事業を実施する必要があるため、対象者の氏名、住所、連絡先を収集するもの。また、調査のために当該家屋の写真撮影する。	大宮区役所旧庁舎の周辺に 立地する建物等の所有者及 び居住者	0		0		0		
	市長	平成	13年5月	1 目									
交通安全に関する要望 処理事務	市民局市民生活部市民生活安全課	平成:	28年4月	1日	交通安全施設設置等に関する要望に対して受付、報告、回答などを行うこと	要望申出者	0	0			0		
	中人口口久主味												
	市長	平成	13年5月	1日									
交通安全施設の事故破 損関係事務	市民局市民生活部市民生活安全課	令和:	2年12月	1日	交通安全施設の事故破損に対し、事故原因者による現状復旧を求める	事故原因者	0				0		
	TIPLETIA												
	市長	平成	13年5月	1 日									
さいたま市交通教育指 導員制度関係事務	市民局市民生活部市民生活安全課	平成:	28年4月	1 目	市民一人ひとりを対象とした、実践的かつ効果的な交通安全教育の推進を図るため、自治会や老人クラブ等の団体に出向き交通安全教室を行う	市長委嘱者	0	0	0	0	0		
	市長	平成	13年5月	1日									
交通安全教室の実施関 係事務	市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成:	28年4月	1日	市内警察署と市が協力して安全教室を実施し、市民の交通事故防止を図る	実施申請者	0				0		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·												
	市長	平成	13年5月	1日									
交通安全保護者の会 (母の会)事務	市民局市民生活部市民生活安全課	平成:	28年4月	1日	交通安全は家庭からを基本理念に、日常生活、地域活動を通じて啓発を行う。また、 交通安全運動期間中においては、街頭活動を行い交通事故防止を図る	小、中学校長からの推薦 者・自治会長からの推薦者	0				0		
			•										

	1	1		T	T						11/1H I	下5月1日
	実施機関	開始	日					個人情 的取扱		[目 		利用目的外の
事務の名称	実施機関 担当課名	変 更 産 止	日日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	基	経	A)AX1X 経	心	生	要配慮	経常的な利用 又は提供
)	P			本	歴	済	身	活		又は促供
6) .	市長	平成13年5	月1日	市長から委嘱された指導員が、児童・生徒の登校時に交差点等の危険箇所において、								
さいたま市交通指導員 制度関係事務	市民局 市民生活部 市民生活安全課	平成30年4	月1日	道路横断の安全確保及び指導を行う。また、要請により各種交通安全啓発活動、地域の行事・催しにおける交通整理等も行う。	市長委嘱者、表彰基準該当者	0	0	0	0	0	0	
	市長	平成13年5	月1日	カマかんの口流ル。カマキサけり、そのルカマセとへの共用用のよういと、目的の小絵目								
さいたま市交通安全対 策協議会関係事務	市民局市民生活部市民生活安全課	平成28年4	月1日	交通安全の円滑化、交通事故防止、その他交通安全の諸問題について、関係の機関 及び団体により構成される協議会を設置し、相互の緊密な連絡を図り、総合的かつ 効果的な対策を強力に推進する	関係機関及び市民各種団体	0	0			0		
	中以土伯女主味											
	市長	平成13年5	月1日									
ホテル南郷利用申請受付・許可	市民局 市民生活部	令和2年4	月1日	市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図るための保養施設として設置されたホテル南郷の利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	0	0			0		
	市民生活安全課											
	市長	平成13年5	月1日									
交通安全施設の設置関 係事務	市民局 市民生活部	令和2年4	月1日	路面標示、道路照明灯等の交通安全施設を設置し、歩行者、車両の交通事故防止を図る	工事、委託業者の従業員、 通報・申請者	0	0					
	市民生活安全課											
	市長	平成13年5	月1日									
占用許可、民地借用関 係事務	市民局 市民生活部	平成28年4	月1日	歩行者及び車両の交通安全運行を確保し、併せて交通事故防止を図るため、交通安全施設を私有地に設置する際に必要となる土地借用書類を作成する	施設設置箇所の土地所有者	0		0				
	市民生活安全課											
	Les	昭和43年4	月1日									
市民相談事務	市長市民生活部	令和7年4	月 25 日	市民からの各種の相談に応じることにより、市民サービスの向上を図ることを目的として、市民相談業務を実施する。	相談者、相談員	0	0	0	0	0	0	
	市民生活安全課											
	l	l					<u> </u>		<u> </u>			

		開	始	月					個人情			17 117 1	利用目的外の
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名	変	更	日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	基		的取扱 経		μ	要配慮	経常的な利用
	14 3 麻 泊	廃	止	目			基本	経歴	栓 済	心身	生活	安阳息	又は提供
	市長	昭和:	37年4月	1日									
行政相談委員事務	市民局市民生活部市民生活安全課	平成2	27年4月	1日	国等の仕事に関する苦情などの相談を受け、助言や関係行政機関に対する通知等を 行う。委員は市が推薦し、総務大臣が委嘱する。	行政相談委員	0	0			0		
	市長	平成	13年5月	1日									
さいたま市違法駐車等 対策協議会	市民局市民生活部市民生活安全課	平成2	28年4月	1日	遠法駐車等防止重点地域の指定、指定の解除及び変更に関する重要事項を審議する こと。市会議員と関係機関の長、知識経験者、市職員により構成される。	さいたま市違法駐車等対策 協議会委員	0	0					
	中人口口久主味												
	市長	平成	13年5月	1日									
暴力排除推進協議会事 務	市民局市民生活部市民生活安全課	平成2	28年4月	1日	暴力行為を排除し、明るく住みよい街づくりを推進する。	協議会会員団体の会長及び 副会長等の職にある者	0						
	川戊土伯女主味												
	市長	平成	12年4月	1 目									
新治ファミリーランド 利用申請受付・許可	市民局市民生活部市民生活安全課	令和	2年4月	1日	豊かな自然環境の中で市民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るための保養施設として設置された新治ファミリーランドの利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	0	0			0		
	111人五日女主味												
	市長	平成	17年4月	1日	VIII o.b., -bbbbbbbbbb.								
さいたま市地域防犯活 動助成金交付事務	市民局市民生活部市民生活安全課	平成2	28年4月	1日	さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱に基づき、犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、自主的に地域防犯活動を行う団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に助成金を交付する。	申請者及び団体役員	0		0		0		
	中戊土伯女王床												
	市長	平成2	86年10月	12日									
市民手帳事務	市民局市民生活部市民生活安全課	平成2	27年4月	1日	市民手帳の収納事務を書店に委託するにあたり、さいたま市会計規則第37条第2項の規定により収入事務受託者証を交付する必要があるため。	書店従業員	0			0			
	۱۰ و پولست کی واتا وافست و در او ا												

											-	山州人工	₹5月1日
		開	始	目						報の項	i目		利用目的外の
事務の名称	実施機関担当課名	変	更	日	事務の目的及び概要	対象者の範囲		1	的取扱	1			経常的な利用
	担 当 課 名	廃	止	日			基 本	経歴	経 済	心身	生活	要配慮	又は提供
	根	平成2	29年4月	1日									
地域防犯カメラ設置助 成金交付事務	市民局市民生活部市民生活安全課	令和7	7年3月	13 目	犯罪のない安心で安全なまちづくりを図るため、さいたま市地域が犯カメラ設置助 成金交付要綱に基づき、自治会からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助 金を交付する。	申請者、推奨対象者	0		0				
	川民主佰女主味												
	市長	平成2	26年4月	1日	さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき設置され								
市民局指定管理者審查 選定委員会運営事務	市民局市民生活部市民生活安全課				たさいたま市市民局指定管理者審査選定委員会を適正に運営するため、委員を選任 し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則非公開とする。選任された委員は名前と	委員会委員	0	0	0		0		
	川民主佰女主味				所属を公表し、名簿は、総務課へ報告する。								
	市長	平成1	13年5月	1日									
大宮ソニック市民ホー ル利用申請受付・許可	市民局市民生活部市民生活安全課				市民文化の向上及び市民相互の交流を促進するために設置された、さいたま市大宮 ソニック市民ホールの利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	0				0		
	川八王伯女主味												
さいたま市防犯のまち	市長	平成30	0年6月	27 日									
づくり推進計画策定に 係る意見聴取	市民局市民生活部市民生活安全課	令和!	5年4月	1日	「さいたま市防犯のまちづくり推進計画」策定にあたり、各区防犯連絡協議会等出 席者から文書により意見を募り、市民の声を本計画に反映させるため。	意見提出者	0				0		
IN JAS JOHNA	III LIII X EM												
	市長	平成2	8年9月	1日	まわの言葉な老単世の、日内言葉な老の7、1、4.7.7 単世Pを禁し、校の7.4.3分野が上しのため、								
さいたま市自動通話録 音装置貸出事業	市民局市民生活部市民生活安全課				市内の高齢者世帯や、日中高齢者のみとなる世帯に対し、振り込め詐欺防止のため 自動通話録音装置を貸与し、振り込め詐欺を未然に防止し、機器の普及啓発を図る。 収集した情報は、機器設置を行う委託業者と共有する。	自動通話録音装置貸出事業 の申請者	0				0		
	INCLINATIN												
	市長	令和:	3年4月	1日	XU品が4年で表がよ7.4点 「トケ 44年年~1二代料1.1~4度及入り~~1・1ケ・15~6.1~~ ナーム								
犯罪被害者等相談・支 援事業	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	令和:	5年7月	5 目	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組をする。 市民、事業者、関係機関等との連携の下、広報啓発活動を通じて犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談及び支援を行う。	犯罪被害者等相談者、セミ ナー参加者	0	0	0	0	0	0	

		l				I						11/11	F5月1日
	実施機関	開	始	目					個人情 的取扱	対の項	<u>目</u>		利用目的外の
事務の名称	担当課名	変廃	更止	日日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	基	経	経	心	生	要配慮	経常的な利用
		発	TL.	月			本	歴	済	身	活		又は提供
(American)) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	市長	平成3	0年3月	1日	犯罪の防止を図ること等を目的として、駅前広場等の公共空間における不特定多数	街頭防犯カメラ設置場所の							
街頭防犯カメラに関す る事務	市民局 市民生活部 市民生活安全課	令和3	年12月	10 日	の人の動きを撮影するカメラを設置し、画像データを記録及び一時的に保存する。 また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、捜査協力のため、画像データを提供する。	周辺を通行・滞在等する不特定多数の人				0			0
	川八王伯女王林				一ク 0 / 別見又はJPE穴で安部の4 いつ物ロ、1交目励力9 / にの人、四條/ 一クで1戸穴する。								
	市長	令和4	4年1月	4日									
さいたま市自主防犯活 動団体感謝状贈呈事務	市民局 市民生活部				さいたま市内において、自主的な防犯活動を通じた安全で安心なまちづくりの推進 のために貢献し、その功績が顕著な団体及び模範となる活動を実施している団体に 感謝状を贈呈することにより、自主防犯活動団体の意欲向上を図る。	感謝状被贈呈団体代表者	0	0			0		
33411724117411174	市民生活安全課				を関われた利用土が ひことにより、日本の13日9944円や755H1円上を図り。								
		令和6	6年2月	8 目									
さいたま市犯罪被害者 等支援事業推進懇話会	市長 市民局 市民生活部				犯罪被害者等支援事業の効果的かつ円滑な実施を推進するため、さいたま市犯罪被 害者等支援事業推進懇話会設置要綱に基づき懇話会を設置し、運営する。委員を選 任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開とする。選任された委員は名前と	懇話会委員	0	0	0		0		
運営事務	市民生活安全課				所属を公表し、名簿は、総務課へ報告する。								
	市長	平成1	3年5月	1日	自治会関係事務の円滑化及び自治会活動支援のため、単位自治会の情報を収集し、								
自治会活動支援事務	市民局 市民生活部	令和2	年12月	10 日	全庁的な自治会関係事務の基礎となる資料を作成、あらかじめ提示した利用目的の 範囲内で関係機関に対して情報提供する。また、自治会長からの申請により掲示板	自治会長・広報担当者・申 請に係る土地所有者	0	0			0		0
	コミュニティ推進課				の設置及び修理、ふれあい広場事業を実施する。								
	士臣	平成1	3年5月	1日									
自治会への各種補助金 交付事務	市民局市民生活部	令和2	年12月	10 日	住み良い地域社会の実現を目指すことを目的に自治会及び連合組織が実施する活動 や事業に要する経費の一部を補助する。	補助金申請団体の長	0	0	0		0		
	コミュニティ推進課												
	+ =	平成1	3年5月	1日									
地域活動傷害見舞金	市長 市民生活部	平成3	0年4月	1日	公共のために自治会等の団体が自主的に行う地域活動中に傷害を受けた者に対して 支給する。	公共のために地域活動を行って傷害を受けた者	0		0		0	0	
	コミュニティ推進課												
						1			l				

												<u> </u>	투5月1日
		開	始	日						報の項	(目		利用目的外の
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名	変	更	日	事務の目的及び概要	対象者の範囲		一般	的取扱	情報			科用日的外の経常的な利用
7 10 V	担 当 課 名	廃	止	目	于1000 PLS		基	経	経	心	生	要配慮	又は提供
							本	歴	済	身	活		
		平成1	13年5月	1日	地方自治法第 260 条の2の規定に基づき、地縁団体の認可、告示、台帳の作成、証	地縁団体の代表者及び構成							
認可地緣団体事務	市長 市民生活部				明書の交付、規約変更の認可、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る	員、告示事項証明書請求者、	0	0	0		0		
PD 120000111-3-33	コミュニティ推進課				公告を行う。また、さいたま市認可地縁団体印鑑条例に基づき、認可地縁団体の印 鑑登録、証明書の交付を行う。	異議申出者、印鑑登録等の 申請者又は代理人)		
		亚武 1	13年5月	I 1 日									
シング キナ田 / 井田名	市長	777,1	10 平 0 万	ТН	市長の諮問機関として、さいたま市の男女共同参画の推進に関する事項を調査審議								
さいたま市男女共同参画推進協議会運営事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	平成3	31年4月	11日	する。また、市政への市民の参画を促し意見を反映させるため、市民代表者委員を公募する。	男女共同参画推進協議会委 員及U委員応募者	0	0	0		0		
	画課				<i>本</i> 舞りる。								
	市長	平成1	13年5月	1日									
男女共同参画意識啓発	市民局 市民生活部		3年5月	14 🗆	男女共同参画の意識啓発を行うため、「パートナーシップさいたまフェスタ」の開催 や職員研修の実施、事業検討会議の実施、情報誌「You & Me ~夢~」「鐘の音」な	講師、会議構成員、参加者、 保育児、託児者、広報誌通	0	0	0		0		
事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	山小田の	1十0月	14 1	で発行する。	信員、公募応募者					0		
	画課												
		亚最 1	13年5月	I 1 FI									
まちづくりへの男女共	市長	777,1	10 平 0 万	тн	女性の人材を収集し、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため女性人材								
同参画推進事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	令和3	3年5月	17 日	リストの作成及び各課への情報提供を行う。また、団体活動支援、協働での事業実施、団体間の交流を図るため、市内の男女共同参画の実現に資する活動をする団体	女性人材リスト登録者、団 体代表者、団体構成員	0	0			0		
1.49 = 1.10	画課				を把握する。								
	市長	平成1	13年5月	1日	「団団」7/10時をわって、フザナが「佐を焼煙」 白山「佐田畑の並立寺場を向すたは								
人権擁護委員推薦事務	市民局 市民生活部	亚市。	31年4月	I 1 FI	国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、 人権擁護委員法第6条第3項に基づき、人権擁護委員候補者を法務省へ推薦する。	人権擁護委員の候補者、委	0	0			0		
/ (「田/ 脚文女 只] 田/ 南 中 ()	人権政策·男女共同参	1 14% 0	<u> </u>	1 ± H	また、委嘱を受けている人権擁護委員からの辞任届を受けた際に、法務大臣に対し 進達する。	嘱中の人権擁護委員							
	画課												
	市長	平成 1	13年5月	1日									
隣保館事業運営事務	市民局市民生活部	ज्यं ^म ि व	31年4月	I 1 FI	三つ和会館管理運営事業を適正に執行するため、各種事業の出席者の名簿を作成する。	事業参加者	0						
	人権政策·男女共同参 画課	77,10	ユ ヤヨ月	I T H	`∞o								
	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I												
	l	l				I.		<u> </u>					

		目目	44	П					個人情	報の項		14 117 4	1四日4440
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名		始 更	日日	事務の目的及び概要	対象者の範囲			的取扱				利用目的外の経常的な利用
	担 当 課 名	廃	止	日		74 W E : ‡2 E	基本	経歴	経済	心身	生活	要配慮	又は提供
	市長	平成 14	4年8月1	日			4	/ie	湃	3	石		
男女共同参画政策市民 意見募集事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	平成31	年4月1	日	男女共同参画の基本的な政策の策定等にあたり、市民の声を反映させるため、形成過程の情報を公表し、市民意見の募集をする。	市内在住・在勤・在学者	0				0		
	画課												
	市長	平成 13	8年5月1	日									
隣保館施設利用事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	平成31	年4月1	日	三つ和会館の適切な運営を図るため、施設利用許可に関わる利用者 (団体) を確認するとともに、利用者名簿を作成する。	施設利用者	0						
	画課												
	市長	平成 13	3年5月1	日									
相談業務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	令和4	年4月1	B	家庭や地域、職場で直面する様々な悩みについて、専門の相談員が相談に応じ、解決のための支援を行う。必要に応じて関係機関(子ども家庭総合センター内の各課所、各区福祉事務所等)と情報を共有し、支援方法や支援機関を調整する。	相談者、相談員	0	0	0	0	0	0	
	画課												
	市長	平成 13	8年5月1	日									
男女共同参画推進セン ター等施設利用事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	令和3年	年6月10	日	男女共同参画の推進とジェンダー平等社会の実現、ジェンダーに起因する生きづらさの解消を目的とし、市民の自主的な社会活動に対して活動の場を提供する。	施設利用者	0	0					
	画課												
	市長	平成 13	3年5月1	日									
講演会・セミナーに関 する事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	令和3年	年6月10	日	男女共司参画の推進と啓発を目的とする。	講師、受講生、保育児、託 児者、事業コーディネータ ー	0	0	0	0	0	0	
	画課												
	市長	平成 15	5年4月1	日									
さいたま市男女共同参 画苦情処理事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	平成31	年4月1	日	「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第12条に基づき、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者からの苦情を処理するため、苦情処理委員を置き、苦情を処理する。	男女共同参画苦情処理委員 及び申出人	0	0	0		0		
	画課												

		BB	<i>L</i> / ₂					個人情	報の項		14.114	P3月1日
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名		始 更		対象者の範囲		一般	的取扱	情報			利用目的外の経常的な利用
37 437 3 2 3 1 4 1.	担 当 課 名		止		八 水 日 ジ 昭 四	基	経一	経	心	生	要配慮	又は提供
()) () () () () () () () () (市長	平成16	年8月1日	上地でも) ナーボーム 1が8かられてよう の見上の根がのよりがひといって 見見		本	歴	済	身	活		
さいたま市DV防止対 策関係機関ネットワー ク会議	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参 画課	令和4年	手6月28 目	→ 女性に対し、夫、恋人など親密な相手からの暴力の根絶の取り組みについて、民間、 行政などの関係機関が密接な連携を図り、女性の人権縮護の観点より、予防から自立までのサポート体制を、総合的に検討することを目的としており、構成員に対し報償費の支払いを行う。	会議構成員	0		0				
配偶者暴力相談支援センター業務事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	.,,,	年10月1日年4月1日	- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者等からの暴力の防止並びに被害者の保護、自立支援を目的として設置する配偶者暴力相談支援センターにおける業務に係る事務を行う。必要に応じて庁内外の関係機関と情報を共有し、支援方法や支援機関を調整する。	配偶者等から暴力を受けた	0	0	0	0	0	0	
	市長	平成 14:	年4月1日									
男女共同参画推進事業補助金交付	市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	令和34	年4月1日	さいたま市補助金等交付規則に則り、市民企画講座実施団体に対し、その活動を支援するため、補助金を交付する。	市民企画講座実施団体の構成員	0		0				
	市長	令和2年	年4月1日									
さいたま市パートナー シップ宣誓書制度事務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参	令和4年	拝11月1月	さいたま市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、市民からパートナーシップ宣誓書を受け付け、その受領の証として、パートナーシップ宣誓書受領証の発行、変更、返納等を行う。	パートナーシップ宣誓書の 提出者及び提出者の子	0				0		
	画課											
	市長	平成 13:	年5月1日									
人権啓発事業等実施事 務	市民局 市民生活部 人権政策·男女共同参			人権啓発事業等実施における講師・委員の依頼、参加者の募集等の企画、運営を行う。	講師・参加者	0	0	0		0		
	画課											
さいたま市人権相談事 業等補助金交付事務	市長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参 画課	平成13	年5月1日	人権擁護委員により組織する団体の活動を支援するための補助金を適正に交付する。	補助金交付団体の代表者等	0		0		0		
	- India											

		нн	1.1						個人情	報の項		14 11	F3月1日
事務の名称	実 施 機 関担 当 課 名	開変	始 更	日日	事務の目的及び概要	対象者の範囲		一般	的取扱				利用目的外の経常的な利用
事 切 り 石 小	担 当 課 名	廃	止	日	ず切り口口が入び「风女		基	経	経	心	生	要配慮	Zは提供
							本	歴	済	身	活		
	市長	平成1	13年5月	1日									
さいたま市同和対策補	市民局 市民生活部				部落差別を解消するため、さいたま市同和対策補助金交付要綱に基づき、同和対策	同和対策補助金交付申請者	0						
助金交付事務	人権政策·男女共同参 画課				補助金交付申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。								
	MILE												
	市長	令和2	2年11月	4 日									
さいたま市性暴力・配	市民局 市民生活部				配偶者暴力の被害者等を支援する民間緊急一時避難施設及び民間自立支援施設の先	LDDI A del IETH on the desir felo							
偶者暴力被害者等補助 金交付事務	人権政策·男女共同参				進的な取組に対し、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者支援の充実を図ることを目的としており、民間シェルター等に対し補助金の交付を行う。	補助金交付団体の代表者等	0		0				
	画課												
		亚式 16	6年8月	19 日									
さいたま市民間緊急一	市長 市民生活部	7710	0 平 0 万 .	12 11	日日間7点。中で9世界に5元7711日日日 - 七十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十								
時避難施設等補助金交	人権政策・男女共同参				民間緊急一時避難施設又は民間自立支援施設を運営する団体に対し、その事業を支援するため補助金の交付を行う。	補助金交付団体の代表者等	0		0				
付事務	画課												
	市長	平成1	17年8月	1 日									
相談室研修に関する事	市民局 市民生活部				相談の質の向上及び円滑な連携を図るため、定期的に研修を行う。	講師	0	0	0				
務	人権政策·男女共同参 画課												
	四味												
	市長	令和6	6年4月	1 目	困難な問題を抱える女性への支援を、適切かつ円滑に行うため、さいたま市困難な								
さいたま市困難な問題 を抱える女性支援関係	市民局市民生活部				問題を抱める女性支援関係機関ネットワーク会議を設置し、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援体制を総合的に検討す	会議構成員			0				
機関ネットワーク会議	人権政策·男女共同参				ることにより、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としたも	工战門 (人)	0						
	画課				のであり、その構成員に対し報償費の支払いを行う。								
		亚最 10	9年5月1	14 日									
さいたま市市民活動推	市長		9十9月.	14 H	さいたま市市民活動及び恊働の推進条例第9条に基づくさいたま市市民活動推進委	6, 2 2 11 10 7 20 10 10 7							
進委員会の設置運営	市民局市民生活部	令和3	3年2月2	4日	員会を設置運営するにあたり、公募委員の選考、委員との連絡及び報酬の支払のため個人情報の収集・利用が必要なため。	さいたま市市民活動推進委 員会の委員	0	0	0	0	0		
	市民協働推進課				STEP ALL DESCRIPTION OF A LABOR STATES OF THE STATES OF TH								

		ı						ma			13/11 1	F3月1日
	実施機関	開始						個人情 的取扱		H		利用目的外の
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名	変更		事務の目的及び概要	対象者の範囲	基	経	経	心	生	要配慮	経常的な利用
		廃 止	日			本	歴	済	身	活		又は提供
	市長	平成19年1	0月9日									
浦和駅東口駅前市民広場内の行為承認事務	市民局 市民生活部	平成27年	4月1日	浦和駅東口駅前市民広場における催事等の行為に係る承認申請を受け付ける。	行為承認申請者	0						\circ
201 3 - 2 3 mg - 1 mg - 3 - 123	市民協働推進課											
	市長	平成23年	4月1日	十日が組み 1月 月1月 78日日仕、の十様を信された。日仕用のよれのよれる								
市民活動ネットワーク の登録事務	市民局市民生活部市民協働推進課	平成31年	4月1日	市民活動ネットワークとは、登録団体への支援を行うほか、団体間のゆるやかなネットワーク(つながり)を図り、市民活動及び協働を推進するために各区に設置する市民活動登録制度である。	市民活動ネットワーク登録申請者	0	0			0		
	中心同學』比斯林											
	市長	平成24年	4月1日	申請者に対し、認証審査等を行うため、特定非営利活動促進法の規定に基づき、認証等の申請を受け付け、認証等を行う。必要に応じ、特定非営利活動法人の役員及	認証及び認定したNPO法							
NPO認証等事務	市民局市民生活部市民協働推進課	令和5年1	2月1日	び社員に連絡等を行う。なお、収集した認証等に関する情報は、公表、縦覧、閲覧 及び謄写のために公表する。また、特定非営利活動法人が所轄庁を変更する場合、	が記及り認定したNFO伝 人の代表及びその役員並び に社員	0		0		0		
				その所轄庁と認証等に関する情報を共有する。								
	市長	平成22年	4月1日	市民が市民活動に参加しやすくなる環境づくりの一環として、さいたま市市民活動								
さいたま市市民活動及 び協働の推進助成事業	市民局市民生活部市民協働推進課	令和2年11	月10日	及び協働の指進助成金交付要綱・補助金等交付規則等に基づき、市民活動団体からの補助金等申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、構成者及び事業ボランティア	0		0	0	0		
	市長	平成28年	4月1日	自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPOなどの市民活動を支援し、その活								
市民活動サポートセン ターに関する事務	市民局市民生活部市民協働推進課	令和3年4	月1日	性化を図るための拠点施設である市民活動サポートセンターを、市民と行政による協働で管理運営し、市民活動の支援及び協働を推進する。	当該センターの利用者及び関係者	0	0	0	0	0		
	- I-M TWEITING											
	市長	平成30年	5月7日									
NPO法人設立セミナ 一に関する事務	市民局 市民生活部			このセミナーは、NPO法人格取得を考えている方に対し、その制度や趣旨を説明 し、申請書類の作成などに対して助言や相談を行うものである。セミナーの申し込 み受付に際して、申込者との連絡用及び受講者名簿の作成のため氏名等を収集する。	講座受講者	0				0		
	市民協働推進課											
		l			1	l	<u> </u>	l				

									個人情	報の項		14 177 4	-3月1日
事務の名称	実 施 機 関	開変	始 更	日日	 事務の目的及び概要	対象者の範囲			的取扱				利用目的外の経常的な利用
事伤 切 有 你	担当課名	廃	止	目	→ 協の日間及○城安	別家有り配置	基	経	経	心	生	要配慮	経帯的な利用 又は提供
							本	歴	済	身	活		
古校集中 八川三 万	市長	令和	口3年4月	1日	さいたま市内在住・在学の高校生等を対象とした「ファシリテーター講座」や「対 話の場」の開催にあたり、受講者ならびにボランティア参加者に対する講座終了証								
高校生ファシリテータ 一の活躍事務	市民局 市民生活部 市民協働推進課	令和	百6年4月	1日	やボランティア参加証の発行事務を行う。また、「ファシリテーター講座」や「対話 の場」における謝金支払い等のため個人情報の収集を行う。併せて、市民アプリと	講座受講者・ボランティア 参加者・講師	0	0	0	0			
					の連携を行う。								
	市長	令和	口5年2月	1日		申請団体の代表者及び役							
名義後援等承認事務	市民局市民生活部市民協働推進課				団体が主催する行事に対し、後援又は共催等名義使用を承認し、市民活動及び恊働の推進を図る。	員・構成員・出店者・ボランティア等	0	0		0	0		
	The quality as a second												
	市長	令和	15年9月	11 目	認定特定非営利活動法人として認定を受けるための申請に係る現地調査において、								
認定 NPO 法人の認定に 関する事務	郡定に 市長 市民局 市民生活部 市民協働推進課				おおまたでは、 おおまたの連絡及び謝金の支払のため、個人情報の収集・利用を行う。 おり、対象者との連絡及び謝金の支払のため、個人情報の収集・利用を行う。	財務諸表の調査に必要な専門知識を持つ公認会計士	0	0	0	0			
	市長	令和	16年11月	12日	さいたま市所轄のNPO法人を対象として、活動を円滑に継続するための団体運営								
NPO法人実務研修会 に関する事務	市民局市民生活部市民協働推進課				手法について研修会を実施することで、NPO法人の健全な運営に資することをねらいとする。研修会の申し込み受付に際して、申込者との連絡用及び受講者名簿の 作成のため氏名等を収集する。	研修会受講者	0				0		
	11127111111111111111111111111111111111												
	市長	平成	₹13年5月	11日	Willed) & office III. A 1 1 Acts Albanda III. a very Willed Arbeits of Albanda III.								
消費生活相談事業	市民局 市民生活部 消費生活総合センタ	令和	15年11月	11日	消費者からの苦情・問い合わせ・危害・危険の申出について、消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るため、本人確認等のうえで助言、紹介、斡旋等の相談対応を行う。	相談、危害・危険の申出者等	0	0	0				0
	_												
	市長	平成	₹13年5月	1日									
消費生活講演会・セミナー事業	でである。 費生活講演会・セミ 市民局 市民生活部	令和	15年11月	11日	消費者啓発のために消費生活講演会・消費生活セミナーを開催する。 参加希望者を募集、受付し、又講師の選定、依頼、事務連絡等を行う。	講演会・セミナーの参加者 及び講師	0	0	0				
	J												

				1	1		/m	-bn7		14.11.	F3月1日
	実施機関	開 始 日					個人信 的取扱	報の項	月		利用目的外の
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名	変更		対象者の範囲	基	経	A (A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(A)(心	生	要配慮	経常的な利用
	,	廃 止 月			本	歴	済	身	活	7711111	又は提供
	市長	平成18年7月1日	さいたま市消費生活条例に基づき設置されたさいたま市消費生活審議会を適正に運								
さいたま市消費生活審議会運営事務	市民局市民生活部消費生活総合センター	平成27年4月1日	営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課及び秘書課へ報告する。	審議会委員及び委員公募募集者	0	0	0		0		
	市長	平成28年5月1日									
さいたま市消費者被害 防止サポーター事業	市民局 市民生活部 消費生活総合センタ	令和5年11月1日	消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るため、さいたま市消費者被害防止サポーターを設置し、消費者教育指進のための情報提供、活動協力依頼等を行う。	消費者被害防止サポーター	0						
	_										
		平成13年5月1日	→ 外国人に関する新規(入国)・転入・転居・変更・確認等の登録事務を行うことによ								
外国人登録事務	市長 区政推進部	平成28年4月1日	り、外国人の居住・身分関係を明確にすることを目的とする。外国人登録法は平成 24年7月9日に廃止されたが、住民票が作成されない外国人に対し引き続き行政 サービスを提供する等の目的のため、データを引き続き保有し関係課と共有する。	さいたま市に在留する外国 人	0	0			0		
			y ころを10世代する中の7日Pが7に0人 / / と打ら制には下日に対内地にとだけする。								
		平成13年5月1日									
改葬許可事務	市長 区政推進部	平成28年4月1日	既に埋蔵し、もしくは収蔵した遺骨を、他の墳墓や納骨堂に移すための許可事務です。 遺骨の管理者から証明してもらい、その証明にもとづいて許可証を交付する。	埋蔵し若しくは収蔵した遺 骨を、他の墳墓又は納骨堂 に移す者。	0				0		
		平成13年5月1日	── 登録されていない自動車の試運転をしたり、車輌検査を受ける目的などで回送した								
臨時運行許可事務	市長 区政推進部	平成28年4月1日	りする場合は、臨時運行の許可を受けなければならない。日鑑・自賠責保険証・車 体番号がわかるものを特参していただき申請することにより、許可証と仮ナンバー が交付されます。	さいたま市を通行する車輌 を運行する者。	0	0	0				
			//プスロで4 vみ y o								
		平成13年5月1日									
証明発行事務(住民票)	市長 区政推進部	平成28年4月1日	交付請求に伴い、住民票などを適正に発行するための受付事務。	住民票等申請者	0				0		

			開	始	Р	日				個人情報の項目 利用目的外の						
事務の名称		関	変	更	日	事務の目的及び概要	対象者の範囲			的取扱		利用目的外の経常的な利用				
	担当課	名	廃	止	目		基本	経歴	経済	心身	生活	要配慮	又は提供			
住民基本台帳補助台帳閲覧事務			平成13年5月1日			7,7	AE.	I/A		in						
	市長 区政推館	ß	平成	28年4月	1日	住所・氏名・性別・生年月日を記載した町丁別番地順の世帯別台帳(住民基本台帳補助台帳)をプライバシー侵害・差別等につながらない場合に限り、申請により閲覧に供している。	住民基本台帳補助台帳閲覧 申請者。	0				0				
			平成	13年5月	1日		行事務。 さいたま市で死亡届を届け 出た者。									
死体埋火葬許可・死胎 埋火葬許可事務	市長 区政推磨	ß	平成	28年4月	1日	死亡届書の受理に伴う埋火葬許可証の発行事務。			0							
			平成	13年5月	1月											
印鑑登録事務	市長 区政推館	ß	平成	28年4月	1日	日鑑登録について、登録・登録抹消の申請を本人から受け付ける。また、本人以外 には証明発行を停止したり、登録事項を変更させない申請も受け付ける。必要な場 合には本人確認の調査を行う。			0	0						
	市長 区政推進部		平成	13年5月	11日	裁判所において禁治産宣告及び東京法務局で成年被後見人登記を受けている者は、 日鑑登録をすることができないため、該当者を特定させ管理する事務。	さいたま市に住民登録をしているもしくは本籍を有する禁治産宣告者及び成年被 後見人									
禁治産宣告者名簿事務		ß	平成	30年4月	11日			0					0			
			平成	13年5月	11日	日 住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務処理の基礎であ										
住民登録事務	市長 区政推館	ß	平成	28年4月	11日	り、併せて住民の記録に関する記録の適正な管理を図る。通報等による居住の事実 確認の調査や、本人の申請に基づく住民票の閲覧等の制限手続を行う。また、台帳 の情報は、必要に応じて行政内での利用に供する。	住民基本台帳登載者 (除票 者も含む)			0	0		0			
						VIBTRAS SESCIMENT CLIPAT I CVATURICEST SO										
戸籍の附票事務		平成13年5月	11日													
	市長 区政推進	ß	令和	13年9月	2 日	個人の身分関係の登録である戸籍と、居住関係の記録である住民票の関連を図るために、本籍地において戸籍の表示及び氏名・住所・住所を定めた日付を記録する事務。	さいたま市に本籍を有する 者 (除票者を含む)	0				0				

		ын		п					個人情		- 3月1日		
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名		始 更	日日	事務の目的及び概要	対象者の範囲				情報			利用目的外の経常的な利用
7 40 V2 VI VI	担 当 課 名		止	日	7,000		基	経	経	心	生	要配慮	又は提供
戸籍事務		平成 13	年5月1	日			本	歴	済	身	活		
	市長 区政推進部	平成30	年4月1	日	戸籍は、出生・死亡・婚姻・離婚等の届出により戸籍簿を整備し、日本国民についてその親族的な身分関係を登録し公証するものである。	さいたま市に本籍を有する者	0	0		0	0	0	
住居表示事務		平成 13	年5月1	日	大字地域・区画整理地域等の住居に、都市計画図・法務局の公図から作成される住居表示台帳図をもとに「丁目・番・号」という表示を施し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。また、これに伴う変更証明を交付する。								
	市長 区政推進部	平成 28	年4月1	日		住居表示実施区域の住民	0						
住所付定事務		平成13	年5月1	日	新築住宅に関する住所の村定。	新築住宅の居住者							
	市長 区政推進部	平成 28	年4月1	日			0						
	市長 古民局 区政推進部	平成 13	年5月1	日	勤務時間外及び休日における受付並びに簡易な事務処理を行うことを目的とする。 夜間及び休日における郵便物等の受領、死亡届等戸籍に関する届出書の預かり、市 民からの要望・苦情・問い合わせ等の処理を行う。	勤務時間外及び休日に来庁 若しくは電話連絡のあった 者							
当直事務		平成 28	年4月1	日			0	0			0		
	+F	平成 13	年5月1	日									
地番等証明書発行事務	市長局区政推進部	平成 28	年4月1	日	区画整理施行済地内における各種地番等証明書発行事務	地番等証明書発行申請者	0						
身分証明事務	+:E	平成13年5月1日	日		禁治産宣告者・準禁治産宣								
	市長 区政推進部	平成 28	年4月1	日	個人の犯歴台帳及び身分事項の名簿を作成し、その台帳を整備する。	告者・成年被後見人登記 者・破産者・犯歴台帳登載 者	0	0	0		0	0	

								1		佃工档	報の項		13/1H L	下5月1日
事務の名称	実 施 機	関	開	始	日					的取扱		Į II		利用目的外の
	実 施 機 担 当 課	名	変廃	更 止	日日	事務の目的及び概要 対象者の範囲	基本	経歴	経済	心身	生活	要配慮	経常的な利用 又は提供	
証明発行事務(戸籍証明)			平成	13年5月	11日									
		平成	28年4月	11日	交付請求に伴い、戸籍や除籍の謄抄本・戸籍届受理証明などを適正に発行するため の事務。	戸籍証明申請者	0	0			0			
			亚成	13年5月	l 1 日									
証明発行事務(印鑑証明)	市長 区政推進	當以		15年3月		交付請求に伴い、日鑑登録証明書を適正に発行するための事務。	印鑑証明申請者	0						
+97J)		네마												
人口動態調查事務			平成	13年5月	11日		戸籍届出人(出産、死亡、 死産、婚姻、離婚)							
	市長 区政推進	部	平成	30年4月	1月	人口動態を調査するために必要な資料の徴収を行う		0				0		
			h											
	市長		半成	15年4月	11日	行政の円滑な運営を図ることを目的とし、各種式典等へ出席することに伴う会費、	行政運営上、区政振興に功							
涉外対応事務	市民局区政推進部	平成	28年4月	11日	あるい北行政執行上必要な社会的儀礼を尽くすための慶弔費等の交際費の支出等を行なう。	労のある者、及び自治振興 や福祉の増進に貢献のある 者。	0	0			0			
			*	4 m for 1 =										
マにおける 井煤学 夕美	市長			15年4月			申請団体の代表者及び役							
区における共催等名義 使用承認事務	市民局区政推進	部	平成	28年4月	1日	団体が主催する行事に対し、共催等名義使用を承認し、区政振興を図る。	中請団体の代表有及の役員・構成員	0	0			0		
住民票の写し等の交付に係る本人通知制度														
	市長		平成	22年6月	11日	本人通知制度は、さいたま市において、住民登録もしくは本籍がある方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写しや戸籍の謄抄本等を、本人の代理人 ************************************								
	市民局区政推進	部	平成	28年4月	11日		事前登録者	0						

	T	T		1						ከላከ / ተ	
		開始日						報の項	. 目		利用目的外の
事務の名称	実 施 機 関 担 当 課 名	変 更 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	基		的取扱	r - 1		market a de	経常的な利用
	担当課名	廃 止 日	7.00			経歴	経済	心身	生活	要配慮	又は提供
全国避難者情報システム		平成23年4月18日			本	腔	併	A	佔		
	市長局 区政推進部	平成28年4月1日	東日本大震災等に伴う避難者の所在地情報を把握し、県に報告する。また、避難者に対する行政サービスの提供を行う。	東日本大震災等に伴う避難 者	0						
		平成26年8月5日									
無籍者名簿の作成事務	市長 区政推進部	平成31年3月1日	月5日付けさいたま地方法務局昆発出「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について」(戸(3)第419号)に基づき、無籍者を把握するための名簿を 作成する。作成した名簿は、注務局に提出する。	(戸(3)第419号) に基づき、無籍者を把握するための名簿を ***********************************							
		平成31年3月29日									
大宮区役所運営協議会 事務	市長 区政推進部		PF I 事業者が適切に維持管理・運営を実施しているかの確認をし、また利用する 市民等の要望、意見等を把握することより、維持管理・運営の改善を行うことを目 的とした運営協議会を開催する。収集した個人情報は、事務連絡に使用する。	市民委員	0	0			0		
		令和4年5月17日									
おくやみ窓口事務	市長 古民局 区政推進部		御家族を亡くされた際の窓口手続の負担軽減を図るため、死亡時の主な手続の案内、 申請書及び届出書の受付、返還物の回収を一体的に行う。	死亡者及び死亡者の遺族	0				0		
		平成21年7月1日									
不良な生活環境の解消 等事務	市長 区政推進部	令和7年4月1日	各区役所くらし応援室等への市民等からの相談をうけて、住居等における物の堆積 等による不良な生活環境の解消及び再発防止を図るために、関係各局区が協力・連 携して市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	相談者、情報提供者、住居等の所有者及び管理者等	0	0	0				
I											